

- 注1** 公的年金等とは、国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金、過去の勤務により会社などから支払われる年金などをいいます
- 注2** 家内労働者等に該当する場合、公的年金等以外の雑所得や事業所得の必要経費が55万円未満の場合、55万円を上限として特例の経費を計上することができます。ただし、給与収入がある場合、55万円から給与収入合計を差し引いた残額が上限です  
(対象) 家内労働者、外交員または特定の者に対して継続的に人的役務(労務)の提供をする人
- 注3** 前々年の収入が300万円超の場合は、別途添付書類等が必要な場合があります。詳しくは市のウェブサイトをご確認ください

### 給与所得の計算表

給与等が複数ある場合は、合計額で計算します。

**① 給与等の収入金額(A)が1,627,999円以下の場合**

Aの金額	給与所得の金額
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

**② 給与等の収入金額(A)が1,628,000円～6,599,999円の場合【A ÷ 4 (千円未満切捨て) → B】**

Bの金額	給与所得の金額
407,000円～449,000円	B × 2.4 + 100,000円
450,000円～899,000円	B × 2.8 - 80,000円
900,000円～1,649,000円	B × 3.2 - 440,000円

**③ 給与等の収入金額(A)が6,600,000円以上の場合**

Aの金額	給与所得の金額
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	A - 1,950,000円

### 公的年金等に係る雑所得の計算表

公的年金等を複数受給している場合は、合計額で計算します。また年齢によって控除額が異なります。

※公的年金等以外の所得が1,000万円までの計算表です

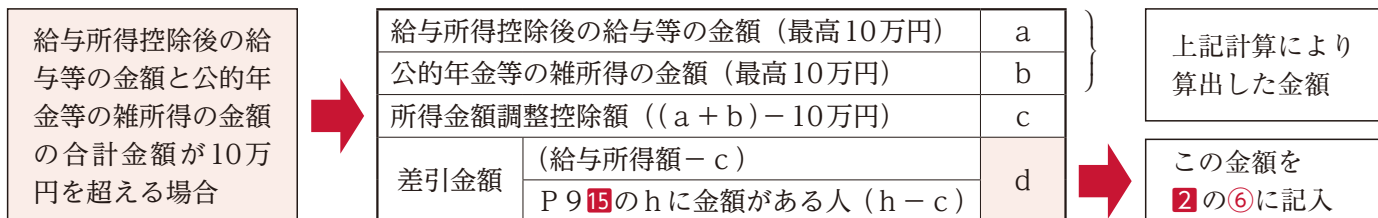
**① 65歳未満(昭和34年1月2日以降生)の人**

公的年金等の収入金額の合計	公的年金等に係る雑所得の金額
～ 600,000円	0円
600,001円～1,299,999円	合計額 - 600,000円
1,300,000円～4,099,999円	合計額 × 0.75 - 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	合計額 × 0.85 - 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	合計額 × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～	合計額 - 1,955,000円

**② 65歳以上(昭和34年1月1日以前生)の人**

公的年金等の収入金額の合計	公的年金等に係る雑所得の金額
～ 1,100,000円	0円
1,100,001円～3,299,999円	合計額 - 1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	合計額 × 0.75 - 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	合計額 × 0.85 - 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	合計額 × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～	合計額 - 1,955,000円

### 給与等と公的年金等の両方を有する場合の所得金額調整控除



※P 9の15に該当する人は、先にそちらを計算してください

所得区分	収入金額等	所得金額	内容	計算方法	必要書類
総合譲渡	短期 (所有5年以下)	1のコ	機械・車両、砂利採取などの不動産以外の資産を譲渡したことにより生じた所得	1: {(収入金額) - (必要経費) - 特別控除(上限50万円)} 2: コ + {(サ + シ) × 1/2} 必要経費は裏面10に記入してください	支払証明書、領収書、契約書など
	長期 (所有5年超)	1のサ			
一時	1のシ	2の①①	生命保険・損害保険の満期払戻金などの所得		